

【2022年6月1日施行】

# 特定商取引法改正につきまして

2022年6月1日

株式会社ファンコミュニケーションズ



# ■ 本改正の概要

## 【施行日】

2022年6月1日

## 【改正のポイント】

消費者を守る目的で、通信販売に関する規定が新設された

**消費者に誤解を与えないか、表示が明確かどうかには注意が必要！**

※参考サイト：特定商取引法ガイドより

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/20220104ra04.pdf>

# ■ 本改正により対応が必要になること

カートシステム等の**最終確認画面**において、顧客が**注文確定**の直前段階で下記の各契約事項を簡単に最終確認できるように表示する必要があります。

<p>① <b>分量</b></p> <p>商品の数量、役務の提供回数等のほか、定期購入契約の場合は各回の分量も表示</p>	<p>② <b>販売価格・対価</b></p> <p>複数商品を購入する顧客に対しては支払総額も表示し、定期購入契約の場合は2回目以降の代金も表示</p>	<p>③ <b>支払の時期・方法</b></p> <p>定期購入契約の場合は各回の請求時期も表示</p>
<p>④ <b>引渡・提供時期</b></p> <p>定期購入契約の場合は次回分の発送時期等についても表示 (顧客との解約手続の関係上)</p>	<p>⑤ <b>申込みの撤回、解除に関すること</b></p> <p>返品や解約の連絡方法・連絡先、返品や解約の条件等について、顧客が見つけやすい位置に表示</p>	<p>⑥ <b>申込期間 (期限のある場合)</b></p> <p>季節商品のほか、販売期間を決めて期間限定販売を行う場合は、その申込み期限を明示</p>

消費者庁：事業者向けチラシ「貴社カートシステムでの改正法への対応について」より引用  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/notice02/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/notice02/index.html)

# 改正の内容（第12条の6 第1項）

- 表示の義務付け(インターネットを利用した通信販売)  
最終確認画面において顧客が注文(申込)確定の直前段階で、  
表示すべき内容(表示事項)が定められました。

## 【表示事項】

- ①分量
- ②販売価格・対価
- ③支払の時期・方法
- ④引渡・提供時期
- ⑤申込期限(期限のある場合)
- ⑥申込みの撤回、解約に関すること

# 改正の内容（第12条の6 第2項）

## ●誤解させるような表示の禁止

### ①契約の申込となる事につき、人を誤認させるような表示

例)  
定期購入にも関わらず「お試し」や「トライアル」などと表示するなどの禁止

### ②第12条の6 第1項（前ページ）の事項につき、人を誤認させるような表示

※第12条の6 第1項の事項

①分量

②販売価格・対価

③支払の時期・方法

④引渡・提供時期

⑤申込期限(期限のある場合)

⑥申込みの撤回、解約に関すること

# 改正の内容（第13条の2）

- ① 申込みの撤回・解除に関する事項
- ② 契約の締結を必要とする事情に関する事項  
について不実のことを告げる行為を禁止

※通信販売に係る契約の申込みの撤回・解除を妨げるため

# 改正の内容（第15条の4）

●特定申込みをした消費者が第12条の6に違反する表示によって誤認し、  
申込の意思表示をする

⇒消費者は申込みの意思表示を取り消すことが可能

## 【取消可能な場合】

- ①表示が事実であると誤認した場合（第12条の6第1項違反）
- ②表示されていない事項が存在しないと誤認した場合（第12条の6第1項違反）
- ③書面の送付・情報の送信が申込みとならないと誤認した場合（第12条の6第2項違反）
- ④表示事項（分量、価格等）について誤認した場合（第12条の6第2項違反）

# 参考サイト

- 消費者庁 令和3年特定商取引法・預託法の改正について

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/)

- 消費者庁 特定商取引法ガイド 法改正ページ

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/revision/#r3>